

## 和歌山県監査公表第26号

令和6年9月25日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人  
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

### 1 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 調査研究等に用いる物品の管理について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第141条に基づく遠心機械の自主検査を行っていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 労働安全衛生規則に基づき、自主検査表を作成し、令和6年7月に自主検査を行った。令和7年度以降は、環境月間である6月を実施時期と定め、検査を行っていく。

### 2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 動物用医薬品において、日々の使用状況等の正確な記録がなく、受払の事実が確認できない事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 動物用医薬品について、定期的に在庫確認を行うとともに、今後は、受払記録簿の記載漏れが生じることのないよう、職員に周知徹底を行った。

### 3 和歌山県精神保健福祉センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 事実関係を確認の上、過支給となっている旅費の返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

### 4 和歌山県立図書館

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 和歌山県立図書館資料（図書）納入業務の入札保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。	注意事項 入札保証金の免除に係る契約実績の確認を確実にを行い、今後は、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。

### 5 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 令和6年7月30日、同年8月20日及び同年9月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 つり銭用資金保管簿において、出納員が確認を行っている事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年出納長訓令第1号）に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

### 6 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 購入した重要物品において、重要物品用途廃止の承認を受けず廃棄している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 当該重要物品については、所定の手続を経て廃棄処理を行った。また、重要物品の所在を明確にし、今後は、同様の事例が発生しないよう指導した。

7 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 定められた期日の現物確認について、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

8 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和6年7月30日及び同年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) スクールバス運行等業務委託において、契約書で定めた支払期日より支払が遅延していた事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 請求書受理後は速やかに支出の手続を行うとともに、出納機関から返却された支出票の支払処理が完了しているかについて、今後は、十分確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 自動車等使用台帳による自動車の適正な管理について、関係職員に周知徹底した。

9 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和6年7月30日及び同年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 重要物品の購入に係る事務手続について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関係規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

10 和歌山東警察署

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 署員に対する朝礼等での指示及び啓発文書の作成・配布並びに各級幹部による運転経験の浅い若年層職員に対する同乗指導により、署員の交通事故防止の意識向上等に取り組んでいる。

11 海南警察署

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 署員に対し、交通事故防止に関する資料に基づく具体的な指示及び教育・研修並びに運転訓練を実施することにより、交通事故防止と車両の適正な管理に努めている。